(e)　経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(f)　「2　事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

c　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(67)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａ及びｂに準じて記載すること。

d　指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等。ｅ及びｆにおいて同じ。）と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。ｅ及びｆにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（ｆにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（ｅにおいて「米国基準適用会社」という。）が、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

e　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則